

様式第2号(第9条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	ふじみ野市自治組織集会施設審議会 第2回会議			
開 催 日 時	令和6年5月31日(金) 開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時35分			
開 催 場 所	ふじみ野市役所第4庁舎2階 D201会議室			
出 席 委 員 の 氏 名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会 長	古市 太郎	副会長	梶村 善忠
	委 員	芦川 幸吉	委 員	有山 皓造
	委 員	川田 忠孝	委 員	中村 友紀
	委 員	原田 晴男	委 員	南 敏夫
	委 員	樂山 久	委 員	
欠 席 委 員 の 氏 名	委 員		委 員	
会 議 の 議 題	議 事 自治組織集会施設の在り方について			
会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	公開・ 非公開			
会 議 の 非 公 開 の 理 由				
傍 聴 人 の 数	0人			
発 言 の 内 容	別紙「発言の要旨」のとおり			
会 議 資 料	別添のとおり			
事 務 局	市民活動推進部協働推進課 星野課長、松島係長、須田統括主査、桑澤主任			
議事の確定	確定年月日	令和6年6月7日		
	記 名 押 印	会長 古市 太郎 ㊟		

別紙

発言者	発言の要旨
	議 事 自治組織集会施設の在り方について
古市会長	本日の議事は、「自治組織集会施設の在り方について」でございます。 資料のとおり、集会施設の建替えについて、施設修繕について、管理方法について、ご意見を伺いたいと思います。 それではまず、配布資料の説明を事務局に求めます。
事務局	資料説明 集会施設の建替えについて、施設修繕について ※公設公営（現在の会館 会館長、運営委員に管理運営を委託） 民設民営（現在の集会施設 自治組織が管理運営 市の所有施設を自治組織が管理運営している集会所も含む） 公設民営（新しい考え方 市が所有管理し、自治組織が運営）
古市会長	ただ今、建替えと修繕の部分について、現状と市として感じている課題についてあげていただきました。 ここからは委員の皆様のご意見を伺っていききたいと思います。
南委員	合併のときに制度を統一できなかったことが問題です。公設公営と民設民営をそろえなければなりません。
中村委員	今建替えをしようとしているのはどこでしょうか。
事務局	建替えをする前提で相談をいただいているのは、元福岡自治会、福岡新田自治会。建替えの補助制度について問合せがあったのは、大原自治会、北野町内会。市所有ですが、上福岡三丁目町内会、下福岡自治会は老朽化について相談がありました。
芦川委員	上福岡三丁目町内会は、ある程度積み立てをしていましたが、今は町内会に集会所を建てる力がない状況です。
中村委員	寄附した後に、市の予算で全てを直ぐに建替えできないと思うので、建替える順番など市で整備計画を立ててもらいたい。また、自分たちで建替えるところについては、建設後に市に寄附することについて住民感情もあると思う。
梶村副会長	過去何度も話してきましたが、結果（方針）を決め、そこに向かってどうしていくか。様々な現状があるものをひとつずつ議論しては決まりません。建替えを検討している自治組織もあるため、早く結果を出すべきです。
中村委員	ここにいるメンバーは、公設民営方式が良いと思っています。ただ、寄附の時期は自治組織で決めるような形にしてもいいと思います。

梶村副会長	いつまでに解決しますとはっきり方針を出すのがわかりやすくいいと思います。
原田委員	自治組織において建替えをしようとするところもあると思いますが、今回話し合う内容は寄附後の建替えや修繕についてであり、そこを決めてあげれば寄附をするかしないかも決められると思います。 ただ心配なのは、工事費用が高騰していることです。
古市会長	公設民営にするという結論を出すのがこの審議会でしょうか。
事務局	今までの会議でも意見が出ていますが、所有から利用へというご意見の上で、寄附にあたっての考え方についてのご意見を審議会からいただきたいと思っています。皆さんと一緒に決めた統一的な方向性の条件や枠で、10年20年先も寄附を受け入れる環境を整える必要があると思います。 様々な条件はありますが、こういう手段・方法であれば、統一していけるというご意見をいただきたいと思います。
古市会長	まず、この審議会での集会施設の方向性としては、「公設民営」としてまとめていくということによろしいですね。
全委員	承諾
樂山委員	意見として鶴ヶ岡一丁目町会に聞きましたが、使い方が今までどおりなら寄附してもよいと考えますが、使い方に制約がかかるなら利用者からも意見が出てくるかもしれません。
梶村副会長	審議会前にも検討会議として何年も話し合ってきました。折れていくところは折れ、方針を決めて皆が邁進していくにはどうしたらいいかという風に舵をきらないととまりません。
中村委員	公設民営という方針を出すのは、市からは言えないと思いますから、我々自治組織の方から声をあげ、審議会としてもっていかないといけません。
梶村副会長	利用方法では、西地域は、自治組織が中心に管理している会館でも他の自治組織や団体が利用します。東地域は自分たちで建てたため、よそから貸してくださいというのはないと思います。なので、その辺は理解してやっていかないといつまでたっても前に進みません。
南委員	公設の集会所は、どのくらいの規模になりますか。その規模によって、狭いとか使いにくいとか色々またでてるのではないのでしょうか。
原田委員	公設民営化をしましょうという具体策がきちんと決まったら、その次に建替えをすることについて諸条件の申請になってくるわけですから、その枠を今決めてしまうと先に進みません。

	南委員のところは建替えることが決まっています。将来的に公設民営化することが決まっていれば、後は補助金はいくらにしてくれるの、施設規模はどうしたらいいのという話になるかと思います。
南委員	今現在、市で施設規模をどう考えているのかによって、こんなに小さくでは使いつらいとかいろいろ出てくると思います。
中村委員	そのあたりは、使うところの意向をしっかりと反映してもらってというようなイメージでいけばいいのではないのでしょうか。
梶村副会長	公設民営でやっていくには、西地域の会館に合わせていけばいいと思います。
原田委員	いずれにしても上野台二・三丁目などのいい例があるのだから、それに基本的には統一していく。それ以外のものについては、条件等を全てすくっていたら今の予算では間に合わないです。
芦川委員	建築や修繕を一つの自治組織で考えると難しいことも、近くの公設のところを共有し利用するというのも考えていきたい。例えば2、30分で集まれる場所を利用していくという考え方もあるのではないのでしょうか。
古市会長	先ほど南委員が仰っていたのは、細かいことを前へ進めて考えたときに伴走するのが行政ですから、公設民営に向けての準備段階として伴走を現在どう考えていますか、というのを聞かれたのだと思います。
梶村副会長	資料のとおり、県から出してもらえるお金があるならそれを利用させてもらえれば助かるというような考えでいろいろ考えられているようです。
古市会長	公設民営の方向にするため、どうやって意見をまとめるか、また意見だけ出しても机上の空論になってしまうから行政の意見が必要になってきます。
原田委員	自治組織が建て替える際の建設費の補助について、県の500万円は変えられないが、市の500万円については変えることも考えていくべきです。
古市会長	これまでの建替えや施設修繕の事例はありますか。
事務局	大きい修繕ですと、下福岡は畳をフローリングに修繕し、100万円程かかり市補助金が上限50万円と自治組織が50万円負担となっています。上福岡一丁目は屋根を修繕し、225万円かかり市補助金が上限50万円と自治組織が175万円負担となっています。他にも老朽化によるエアコンの交換は毎年あり、2、30万するところ7割が市補助金で負担しています。 建替えですと、富士見台、埴、川崎が県と市補助金を活用しながら建てられています。
中村委員	公設民営ということで、もし寄附された場合、市はすぐに建て替えを行うので

	しょうか。
事務局	建築年数も考慮した中、寄附後すぐ建替えという形には予算も含め難しいものと考えております。 現在、市が建替えた場合の明確な基準があるわけではないですが、都市計画の開発行為の指導要綱の中で規模、開発計画戸数に応じて、集会施設の平米数の規定はあります。仮に300戸である場合、延床面積は大体185平米となります。しかし、開発行為の規定をそのまま準じるかというところというわけにもいきません。現時点では市の方では建替えた時にどのような広さになるのかとは言えない状況です。
古市会長	寄附後の施設の建替え時期については、特に市民への周知の仕方はとても大事で、審議会からも、あと何年でお金をいくらかけて建てるという話にはできないと思っています。審議会としては、地域からはこういう意見があるよとまとめるようになると思います。
中村委員	建設の順番も含めてそこは市に決めてもらいたい。結果として建替えの順位が後になるなら、寄附する前に市から補助金を出してもらい、建替えるという話にもなると思います。この補助の部分由市にいくら出してもらえるのかという話もできます。
梶村副会長	建物を建てるばかりではなく、市が持っている建物を利用させてもらうなどもあります。方針が決まればいろんな意見が出てきます。大きいよりこじんまりしても使いやすいもので標準化した建物を知恵を出して作っていただければいいと思います。
古市会長	今回の内容の周知方法として、私たちとしては何年も話し合ってきた理解していることですが、初めて聞いた人は損得の部分が気になる所でもあるので、周知の仕方についてはしっかりやっていくようにした方がよいと思います。
原田委員	寄附しても修繕は今までと同じでは寄附したところで変わらない。なら建替えのことに焦点がいきます。建替えの補助は1,000万円では建替えできません。
事務局	市に寄附した後ですぐ建替えることは確約できませんが、寄附のメリットとして建替えの話だけではなく、施設修繕は自治組織の負担ではなく、寄附後は市が全額負担していくやり方も考えられます。ただし、修繕についても緊急度合いで優先順位が生じてくると思います。
原田委員	皆、修繕で困っていることが多くあるため、早く公設へした方がよいです。
有山委員	西地域の会館のようにやるのがよいと思います。
芦川委員	自治会館でなくて会館になる。自分のところだけでなく他のところも利用する

	可能性があるということを理解する必要があります。
梶村副会長	マンションの集会所は他が使うことができないということが違っていますが、マンションは別と考えていいと思います。
芦川委員	会館としてみるならば、ある程度の人口分布で利用する会館の位置が変わってくるだろうと思います。自分たちの建物という感覚を変えなければ対応できなくなってくると思います。
古市会長	おそらくこの会館の配置の議論は効率性の問題になってきて、芦川委員の仰るとおりですが、この話はまだ先の話であると思います。 「所有から利用」というのは、A地域に住んでいる人だけがAの建物を使うのが所有で、AもBもCも使えるというのが利用という形です。そこのところの考え方をうまく周知していく必要があります。
中村委員	東地域に関しては、民間開発後に市に寄附をした上野台二・三丁目と同じイメージでいけばいいんですよね。
事務局	基本的にはそうですが、寄附後の取扱いとして、修繕費用は全額市の負担となることを予定しており、この点は、現行の上野台二・三丁目集会所の取扱いと相違しています。方針を決めた後は上野台二・三丁目、ソラガーデン等の市が建設及び既に寄附いただいた施設で自治組織が管理運営している6施設の修繕費用は市の負担とすることを考えていく必要があります。
原田委員	寄附しなければ自分たちで建物を管理し、修繕費も補助金7割のままということですね。
事務局	そのとおりです。また、寄附前に自治組織で建替えようとした場合は県及び市からの補助金があります。その金額については現在一律となっていますが、市補助金については築年数に応じて増額することも一案と考えられます。しかしながら1期の答申でもあったとおり、寄附するかについては地域の判断によるものとするのが大前提となります。
原田委員	まだ老朽化が進んでいないところも、今後何年も経って自治組織の役員が入れ替わったときには、修繕費が3割負担なのになぜ寄附しないのかと問題になってくると思います。
古市会長	建設的に損得でなく住民にこういう利点があるということの説明が必要です。では、次の管理方法について進めたいと思います。事務局に説明を求めます。
事務局	資料説明 管理方法について
古市会長	ありがとうございます。ここは第1期審議会の時に細かい点の使い方を議論し

	ております。今後どう統一していくかということについて、ご意見いただければと思います。
梶村副会長	ふじみ野会館を預かっていますが、費用については6人くらいで運営していて、報酬についてはほぼボランティアでお願いしています。 日頃の消耗品は市からの費用で買っていますが、備品については市と相談して買ってもらうこととなっています。十分と言えるかどうかはわかりませんが文句は出ていないです。
古市会長	活動している団体等の私物がおけるかどうかは違って、民設民営のところは物を置くことができ、会館は使ったら各自持って帰るという点が違いがあります。活動している側としては大事なことです。 ハード面からすると利点も高く修繕の部分などプラスではありますが、ソフト面の使い方ではばりが出てくることをうまく説明する必要があります。
有山委員	西地域の会館はある程度の備品はあるが、冷蔵庫はない。東地域はあります。
梶村副会長	冷蔵庫を置かないのは食中毒を起こされても困る。何を置かれるかわからない。そういうことで、私物は置かずにできるだけ広く使う。今までそうしてきているので、誰からも文句は出ないです。
中村委員	使い方に関しては今までどおり、そこまで統一する必要はないかなと思います。
原田委員	公設民営ということで進めていますが、公設公営とは何が違うのか。報酬が出ているから公営なのか。公営は必ず誰かがいて責任を持って全て管理しているのか。どうでしょうか。
事務局	会館の現状は、会館長を定めていただき、会館長手当を自治組織運営費補助金とは別に支給しています。必要な会館消耗品や清掃している人や鍵の管理をしていただいている人への手当は別に会館管理費から支出していただいているという状況です。
中村委員	本来であれば、下福岡や上野台二・三丁目は、同じやり方でもよかったということですね。会館と同じ形にするとすると寄附後の取扱いでは、手当や会館管理費を別にもらう形になるのですか。
事務局	会館は会館長を委嘱していますが、寄附後の集会施設に対して同じように会館長として委嘱するのか、自治組織の運営の中でお願いするのかは今後検討が必要だと思います。
原田委員	自治会長がいるので、会館長はいらないと思います。
事務局	西地域は、2つ3つの自治組織が一緒に使っている施設もあり、自治組織単位ではないこともあり会館長を置いています。

原田委員	統一した後は、1つの自治組織で使っているところは会館長は必要ありませんと説明した方がよいのではないのでしょうか。
事務局	会館長をなしとするか、自治組織会長が会館長の役割を担うならば会長に会館長分の手当を支給するかといったことを調整していく必要があります。
中村委員	将来的に東地域も会館長手当として市予算はとれるものですか。
事務局	第1期の審議会で、会館長手当や管理費について差があるので、財政的支援が望ましいという答申をいただきました。それを受けて現在、運営だけでなく在り方を含めた形で方向性を整えてから考えていくこととしています。
古市会長	一回全体をそろえて、そこからということですね。あとは説明の仕方だと思います。
原田委員	細かい管理方法については、今はまだ取り決めでしない方がいいと思います。
古市会長	本日の審議では、だいたい意見をいただいたと思います。 言葉としてはしっかりと答申としてまとめますが、方針としては公設民営に進めていくということが協議されました。 あとは審議会（自治組織）に行政が伴走をしていかないといけないと思いますが、必要になってくることとして、細かいことを逆算して審議を行うことで、今回はこのお題、次はこれを話しますというように設定されていることが必要だと思います。1個1個ステップアップしていき、ゴールに結びつき答申に向かっていくようなお題設定が大事です。また協力しながらいきましょう。 今回話し合った内容について議論を深めていくので、皆さん、本日の審議は以上、継続審議としてよろしいでしょうか。
全委員	承諾